

欠席事由別の提出書類や欠席届に記載する期間については、以下のとおりです。

欠席事由		必要な提出書類	欠席期間	備考等
1.疾病・負傷等	(1)疾病・負傷	・ 診断書	・ 診断書に記載されている期間	・ 診断書には、診断名・治療に必要な期間が記載されていること ・ 領収書は不可
	(2)入院を伴うもの	・ 診断書, 入退院証明書	・ 診断書, 入退院証明書に記載されている期間	・ 教務課 学籍係まで必ずご相談ください
	(3)定期的な通院を伴うもの	・ 1回目の申請 定期的に通院が必要である旨とその期間が記載された診断書 ・ 2回目の申請 上記診断書(コピー)と通院日の領収書をもち、当該日の欠席届を発行する	・ 1回目の申請 診断書に記載の通院日(診断書に記載がない場合は、領収書でも可) ・ 2回目の申請 領収書に記載の通院日	 ・ 2回目以降の申請に添付する診断書(コピー)については、「教務課承認済」の印を押します
2.冠婚葬祭	(1)忌引	・ 葬儀に出席したことがわかる書類 (例)会葬礼状、葬儀証明書など ・ 死亡されたことがわかる書類 (例)死亡診断書、火葬許可証など	・ 書類に記載の日付(葬儀開催日)ただし、遠方の場合は、往復日数(前後1日ずつ)を含める ※対象ならびに日数は、以下のとおりとする ・ 父母、配偶者(それに準ずる者を含む)または子が死亡した (7日) ・ 祖父母または兄弟姉妹が死亡した (2日) ・ 上記の親族における 1 周忌までの法要を行う時または上記以外の親族が死亡した時 (1日)	・ 原本が提出できない場合は、コピーでも可能
	(2)結婚式	・ 式典に出席したことがわかる書類 (例)結婚式の招待状など	・ 書類に記載の日付(式典開催日)ただし、遠方の場合は、往復日数(前後1日ずつ)を含める ※対象ならびに日数は、以下のとおりとする ・ 父母、兄弟姉妹・子及びそれ以外の親族 (1日)	
3.その他	(1)裁判員選任時	・ 出頭証明書(裁判所からのスタンプ有)などの当該裁判に出席したことが証明できるもの	・ 当該裁判の参加に係る日数(遠方の場合は往復日数も含める)	
	(2)災害	・ 被災証明書または罹災証明書	・ 被災日及び授業復帰のために必要な期間	
	(3)プロジェクト共育	・ 高等教育センターが発行する証明書	・ 左記の証明書に記載されている期間	・ 事前に高等教育センターまで必ずご相談ください

※上記に当てはまらない欠席については、教務課 学籍係までお問い合わせください。

欠席届の取り扱いは、以下のとおりです。

1. 届には、欠席を証明する公的な書類を必要とする。※1
2. 欠席届は、欠席したことがやむを得ない事情であった事を証明するもので、出席を免除するものではない。
3. 欠席届は、本人が教務課に届け出た後に、直接担当教員に持ち回り承認を得、教務課に提出しなければならない。

※1 公的な証明書(疾病に関する場合は診断書、親族の冠婚葬祭の場合は参列した証となるもの、葬儀の場合は会葬礼状など)

原則的に授業欠席の電話連絡は受け付けていません。そのため、教務課から担当教員へ欠席連絡の取り次ぎは行いません。後日教務課にお越しください。